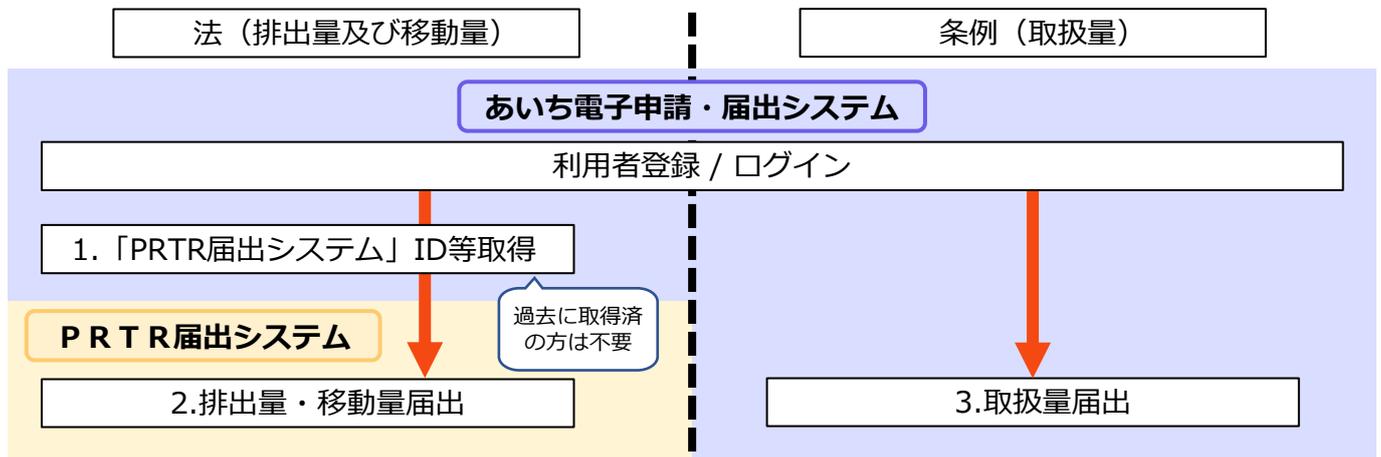


PRTR届出は便利な電子届出を利用しませんか？

PRTR等の届出がパソコンから提出できることはご存じですか？持参・郵送する時間が削減でき、入力ミスも減らせてとても便利です！PDFで出力することも可能です。

令和6年度の届出から届出様式が変わりますが、電子届出なら新様式準備の必要なし！この機会に電子届出を始めませんか？

<排出量及び移動量、取扱量の電子届出の流れ>



1. 「PRTR届出システム」のID・パスワードの取得

※愛知県内（名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市及び豊田市を除く）の事業所について届出ができます。
名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市及び豊田市の事業所については、各市にお問い合わせください。

① あいち電子申請・届出システムにログイン



初めて「あいち電子申請・届出システム」を利用する方は、下の「利用者登録」ボタンから登録をお願いします。
GビズIDでのログインも可能です。

② 検索キーワード「使用届出」等で検索し、「電子情報処理組織使用届出」を選択

③ 必要事項を入力し、「申込む」ボタンを押す

届出を行う事業所が6つ以上ある場合は、手続き説明画面で「同意する」を押す前にExcelファイルをダウンロードしてください。

[ダウンロードファイル1](#)

[電子情報処理組織使用届出書\(6事業所目以降\).xlsx](#)

入力内容は様式の形式でPDF出力できます！

④ ID発行メールが届いたら「申込内容照会」からPDFをダウンロード

届出番号	届出名称	届出種別	届出日時	届出状況	操作
908040371769	電子情報処理組織使用届出 (化管法)	環境部 環境政策課 環境政策課 環境リスク対策グループ	2023年7月27日11時	完了	詳細>

項目	内容
届出者情報	電子情報処理組織使用届出 (化管法)
ID	ID (愛知県).pdf
パスワード	ID (愛知県).pdf

電子申請・届出システムの便利機能は裏面へ！

2.【国：法律】排出量及び移動量の届出（PRTR届出システム）



ログインユーザ：担当 三郎様	画面サイズ 800 1024 1280
PRTR届出システム	
前回ログイン日時：2024年 04月23日 11:22:33	
現在日付：2024年04月29日	文字サイズ 小 中 大

※「あいち電子申請・届出システム」とは異なるシステムです。

事業所名	届出先	届出種別	届出日	受理日	職種	届出事項
A1 事業所	経済産業大臣	届出				届出作成 お問合せ登録 未登録
A2 事業所	山崎市	届出済				届出作成 お問合せ登録 未登録

- ① 取得したID・パスワードでPRTR届出システムにログイン
- ② 「排出量等届出」をクリック
- ③ 「届出作成」をクリック
- ④ 必要事項を入力して
「入力内容確認画面へ」をクリック
- ⑤ 「この内容で提出する」をクリック
- ⑥ 提出完了！

3.【県：条例】取扱量の届出（あいち電子申請・届出システム）



- ① システムにログイン後、検索キーワード「化学物質取扱量」等で検索し、「特定化学物質取扱量の届出」を選択

手続き一覧

2023年11月15日 14時46分 現在

並び替え 受付開始日時 降順 表示数変更 20件ずつ表示

特定化学物質等管理書の届出（県条例）	特定化学物質取扱量の届出（県条例）
受付開始日時 2023年10月13日17時10分 受付終了日時 随時	受付開始日時 2021年07月30日00時00分 受付終了日時 随時

豊橋市、岡崎市、一宮市及び豊田市の事業所については、Webページ上部の「申請団体選択」からそれぞれの市を選択することで届出できます。
詳細は各市にお問い合わせください。



- ② 必要事項を入力し、「申込む」ボタンを押したら提出完了！
- ③ 他の事業所の届出を提出する場合は、①に戻る

あいち電子申請・届出システムの便利機能

- 再申込機能
過去に届出した内容をコピーして、新しい届出を作成できます（同一IDでログインした場合のみ）
申込内容照会 → 申込一覧 → 詳細 → 申込内容詳細 → 再申込する
- 一時保存機能
途中で入力を中断する場合はもちろん、複数事業所について届出する場合に、共通する部分まで入力して一時保存しておくことで、読み込むことで毎回同じ情報を入力する必要がなくなります。

操作マニュアル等



- ① [あいち電子申請・届出システム 操作マニュアル](https://www.shinsei.e-aichi.jp/help/PREFAC/index.htm) https://www.shinsei.e-aichi.jp/help/PREFAC/index.htm
- ② [PRTR届出システム 操作マニュアル](https://www.nite.go.jp/chem/prtr/itdtp.html#n5) https://www.nite.go.jp/chem/prtr/itdtp.html#n5
- ③ [化学物質適正管理届出等の手引き](https://kankyojoho.pref.aichi.jp/Download/FileInfo.aspx?ID=41) https://kankyojoho.pref.aichi.jp/Download/FileInfo.aspx?ID=41
- ④ [愛知県Webページ 化学物質とPRTR](https://www.pref.aichi.jp/site/prtr/) https://www.pref.aichi.jp/site/prtr/

問合せ先 愛知県環境局環境政策部環境活動推進課

☎ 052-954-6212

✉ kankyokatsudo@pref.aichi.lg.jp